

鹿児島県日本型直接支払に係る第三者委員会設置要領

(設置)

第1条 日本型直接支払のうち、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検及び評価等を行う第三者機関として「鹿児島県日本型直接支払に係る第三者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて市町村及び関係団体等に指導・助言を行う。

(1) 多面的機能支払交付金の交付に係る点検・評価等

ア 交付金の実行状況の点検

イ 対象組織の取組の評価等

(2) 中山間地域等直接支払交付金の交付に係る点検・評価等

ア 交付金の交付状況の点検

イ 市町村の対象農用地の指定の評価

ウ 特認地域、特認基準についての審査検討

(組織)

第2条 委員会は、別表の者をもって組織し、委員は知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は5年とする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、委員長が予め指名するものがその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、知事が必要に応じ招集する。

2 会議の議長には委員長が当たるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、鹿児島県農政部農村振興課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要領は、平成28年1月12日から施行する。

2 「鹿児島県多面的機能支払交付金に係る第三者委員会設置要領」及び「鹿児島県中山間地域等直接支払制度運営検討委員会設置要領」は廃止する。

別表

鹿児島県日本型直接支払に係る第三者委員会委員

氏名	備考
石田尾 博夫	日本経済大学経営学部教授
平 瑞樹	鹿児島大学農学部助教
浜本 奈鼓	NPO法人くすの木自然館代表理事
石窪 奈穂美	消費生活アドバイザー
山田 比呂美	生活協同組合コープ鹿児島副会長理事
深野 修司	南日本新聞社編集委員

(五十音順, 敬称略)